

## 辰巳ダム裁判第14回口頭弁論開催（11月26日金曜日午後2時から）

辰巳ダム裁判は、2008年5月に提訴されて約2年半が経過した。13回の口頭弁論、2回の進行協議（治水の勉強会）が開催され、現場の実地検証も実施された。原告からは、15準備書面、被告からは14準備書面が提出された。辰巳ダム裁判には、大別して7つの争点があるが、その内の主たるものは、「治水」、「地すべり」の2点であり、「治水」に関しては、専門事項についての勉強会も終えて、議論が煮詰まり、最終局面を迎えている。「地すべり」に関しては、双方からの反論が出揃いつつあり、裁判所から専門事項に関して双方に勉強会での説明が要請されており、今後の裁判は「地すべり」問題が焦点となる。

第14回口頭弁論（今回、11月26日開催）においては、原告は、前回までに被告から提出された第13準備書面（治水）、第14準備書面（一部が治水）についての反論として第16準備書面および第17準備書面（被告の進行協議期日勉強会スライド資料「犀川の基本高水ピーク流量について」の認否書面）を提出する。

被告らは、犀川の基本高水流量（ピーク流量1750 m<sup>3</sup>/秒）は、合理的な方法によって決定しており、その妥当性についても、比流量によって検証している、流量観測データによる流量確率評価による検証は、観測データの蓄積が不十分で解析不能であると主張していることに対して、原告は、基本高水ピーク流量の決定方法に合理性がないこと、被告が実施した方法、つまり降雨観測データから100年確率の対象とする降雨を求めてこの降雨も対応する100年確率の洪水を求める方法では、結果と現実の流量が著しく乖離した数値を導く要因を含んでいるので、「基準」に定められている通りに、流量確率評価を実施することにより、その妥当性を検証しなければならない「法的義務」があったにも関わらず、なされていない。本件において流量確率評価を行うことは容易に可能だった。

石川県が主張する犀川大橋基準点の基本高水ピーク流量1750 m<sup>3</sup>/秒は、著しく過大である。過去100年間において、この流量に比較するべき過去の洪水は、昭和8年の洪水であり、石川県は930 m<sup>3</sup>/秒と推定している。また、治水のための犀川ダム、内川ダムが建設された昭和53年以降は、平成10年9月に364 m<sup>3</sup>/秒（犀川大橋の直上流の下菊橋測水所）が観測されているが、この流量に比較するべき犀川大橋基準点の計画流量は、1230 m<sup>3</sup>/秒であるが、3割程度にすぎない。

原告が、第16準備書面で主張する内容は、大部であるため、その項目を列記すると以下のとおりである（第16準備書面は、全文は別紙のとおり。）。

第1 本件基本高水ピーク流量の計算過程が不合理であり、著しく過大な流量を算定する要因となっていること

1 対象降雨量（2日雨量）314ミリメートルはその計算過程が不合理であり、著しく過大な流量を算定する要因となっていること

2 平成7年8月30日型の降雨波形は、異常な降雨波形を棄却するための基準が著しく不合理であるため、著しく過

大な流量を算定する要因となっていること

3 飽和雨量100ミリメートルはその計算過程が不合理であり、著しく過大な流量を算定する危険を含んでいること

第2 本件基本高水ピーク流量は著しく過大であること

1 旧基準の規定するカバー率50%以上の数値と比較して、本件基本高水ピーク流量は著しく過大であること

2 過去の既往洪水と比較して、本件基本高水ピーク流量は著しく過大であること

3 石川県が実施した流出計算と比較して、本件基本高水ピーク流量は著しく過大であること

第3 本件基本高水ピーク流量について、新基準の規定する実効的な検証が実施されていないこと

1 本件基本高水ピーク流量は新基準の通知前に算定されていること

2 雨量観測記録による流量確率評価は極めて実効性の高い検証であること

3 比流量による比較は何ら実効性のある検証ではないこと

第4 本件基本高水ピーク流量が妥当であるとの判断は、著しく不合理であり、その裁量に濫用があること

2010年11月25日、中登史紀（原告団）